都市計画道路事業公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、都市計画道路事業の施行について次のとおり公告する。

令和７年３月26日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

１　都市計画事業の種類及び名称　矢板都市計画道路事業３・３・５号宇都宮陸羽線

２　施行者の名称　国土交通大臣

３　事業所の所在地　栃木県宇都宮市平松町504（関東地方整備局宇都宮国道事務所）

４　事業地の所在

収用の部分　令和２年国土交通省告示第401号の事業地のうち栃木県矢板市針生梅ケ久保及び境峰地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告